

中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』における 国際的調和化問題

董, 曉梅

<https://doi.org/10.15017/3000206>

出版情報：経済論究. 103, pp.73-90, 1999-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』における国際的調和化問題

董 暁 梅

目 次

はじめに

第1章 『キャッシュ・フロー計算書準則』の公表とその背景

第1節 新しい会計制度の打ち建て

第1項 新しい会計制度を打ち建てる必要性

第2項 新しい会計制度の確立と『キャッシュ・フロー計算書準則』の公布

第2節 『キャッシュ・フロー計算書準則』に対する期待

第1項 粉飾決算の現状と動機

第2項 現行会計制度の不備

第2章 『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定における国際的調和化

第1節 『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定目的

第1項 公開草案の場合

第2項 正式規定の場合

第2節 『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定過程

第3節 『キャッシュ・フロー計算書準則』とその公開草案との比較

第1項 キャッシュ・フローの分類

第2項 純額表示の容認

第3項 キャッシュ・フローを伴わない投資及び資金調達活動

第4項 直接法と間接法

第5項 利息収支及び受取配当金

第6項 企業間貸付金

おわりに

はじめに

近年、会計制度における国際的調和化は世界的な潮流となっている。また、このような環境の中で、社会主義市場経済に適応できるように、中国は会計制度改革を進めており、基本的な会計準則だけでなく、具体的な会計準則も次々に公布している。

このような状況のなか、中国は会計制度改革において、国際的調和化という周辺環境の流れを如何に受け止めるかは、中国のこれからの経済発展にとっては、避けては通れない問題である。

したがって、中国の会計準則に、どれだけ諸外国の準則及び国際会計基準を取り入れるべきか、また、取り入れることができるかについて、検討する必要がある。さらに、実務界及び会計準則の制定主体である財政部が中国会計制度の国際的調和化に関してどのように認識しているかについても明らかにする必要がある。

そこで、本稿は、中国のキャッシュ・フロー計算書に関する準則の制定目的、その環境要因及び制定過程を紹介し、中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』¹⁾における国際的調和化の状況を把握し、その問題点を提起してみる。

第 1 章 『キャッシュ・フロー計算書準則』の公表とその背景

第 1 節 新しい会計制度の打ち建て

第 1 項 新しい会計制度を打ち建てる必要性

近年、中国の国有企業改革は「改革開放」政策のもとで行われてきたが、資金不足問題は企業改革並びに経済発展のネックとなっている。この問題を解決するため、中国政府は、一方で外国からの直接投資の誘致に力を注ぎ、他方で国内資本市場の育成にも努力している。さらに、中国企業の海外資本市場での上場にも積極的な姿勢を示し、支援体制を強めている。このような状況のもとでは、特に企業業績を正しく反映できる情報が内外の投資家から要請されることになり、会計情報の十分な提供が問題となる。

また、国有企業改革の一環をなしている企業経営メカニズムの転換によって、企業の所有権と経営権が分離され、「現代企業制度」と呼ばれている株式会社制度が導入された。国有企業の株式会社化によって、国家は国有企業の株主になり、しかも中国国内資本市場における最大の投資家となったのである。したがって、株主として企業経営を監督するには、国家は改めて市場メカニズムにおける企業経営に関する情報を的確に把握しなければならなくなった。

さらに、「改革開放」の中心内容の一つである金融制度改革の進展に伴い、人民銀行以外の国有銀行はすべて国家所有の商業銀行に変身させられた。資本市場が発展の初期段階にあるため、企業の資金調達には主にこれらの銀行に頼っている。それゆえ、国有商業銀行は企業の最大の債権者となり、市場経済のもとでの企業経営状況を正しく伝える情報を強く要求しているのである。

しかし、中国の経済体制は計画経済から社会主義市場経済へ移行する過程にあり、計画経済体制のもとで制定された会計制度は、市場経済体制における企業活動に関する情報に対する上述のような要求を満たすものとはなっていない。

したがって、市場経済に適応するような会計制度が早急に新に打ち建てられなければならなかった。

第 2 項 新しい会計制度の確立と『キャッシュ・フロー計算書準則』の公布

中国は、『合弁企業会計規則』(1985年)、『株式制試行企業会計規則』(1992年)及び『外国投資企業の会計規則』(1992年)の公布による試行・模索段階を経て、1992年11月からの『企業会計準則』及び13の『業種別企業会計規則』の相次ぐ公布によって、全般的に会計制度上の構造転換が行われた。そして、第3段階的な発展、すなわち新しい制度の健全化及び発展段階が具体的な会計準則の制定によって着実に進行している²⁾。

1) 本稿では、中国の『企業会計準則—キャッシュ・フロー計算書』を『キャッシュ・フロー計算書準則』と略称する。

2) 劉玉廷「建立中国会計準則体系 促進社会主義市場經濟發展」、『会計研究』1997年第9期、3ページ

当初、財政部は『企業会計準則』を公布した「当時、資金管理上の『専款専用』、会計計算上の『三段均衡制度』を変えたばかりであり、改革後に企業の財務状況を如何に認識、分析および評価するかについて人々の考えがまとまるまでには、ある一定の時間が必要だったし、キャッシュ・フローに関する情報の要求も現在ほど緊迫ではなく、会計制度改革後のしばらくの間においては、財政状態変動表が会計情報および財務管理に対する政府および企業の要求を満たすことができる³⁾」という認識により、キャッシュ・フロー計算書ではなく、財政状態変動表を採用した。しかし、その時、世界の大多数の国はすでにキャッシュ・フロー計算書を導入していたことを受けて⁴⁾、財政部は基本的な会計準則である『企業会計準則』第九章第五十七条に、「財務報告書は企業の財務状況及び経営成果を明らかにする文書であり、貸借対照表、損益計算書、財政状態変動表(あるいはキャッシュ・フロー計算書)、附属明細書及び財務諸表の脚注事項、並びに財務状況説明書を含む」という規定を定めていた。また、第九章第六十条には、「・・・企業はキャッシュ・フロー計算書を作成し、財政状態の変動を明らかにすることもできる。キャッシュ・フロー計算書は一定の会計期間における現金の収入と支出の状況を明らかにする財務諸表である」という規定も設けていた。さらに、1994年7月6日に、中国財政部は『具体的な会計準則の制定に関する総合説明』[94財会字第32号] (以下『総合説明』と称する) を公表した。そのなかには、それから制定する予定の具体的な会計準則を3種類に分け、その第3種類を財務諸表の開示及び様式に関する準則とし、キャッシュ・フロー計算書に関する準則もその中の一つと説明した。その後、1995年5月1日に、『キャッシュ・フロー計算書準則』の公開草案 (以下、『公開草案』と称する) を公表した。そして、1998年1月27日に『株式有限会社会計規則—会計科目と財務諸表』 (以下『株式有限会社会計規則』と称する) が公布され、キャッシュ・フロー計算書についても準則に相当する条項を設けていた。それらの条項は、その2カ月後に公布された『キャッシュ・フロー計算書準則』と大きな相違はなかった。

すなわち、財政部は、「市場経済および証券市場の発展に伴い、また企業経営メカニズムの転換に伴い、キャッシュの流れは既に企業存続および発展の重要な要素となっている。キャッシュ・フロー計算書を作成し、財政状態変動表に取って代わることは、当面の市場経済の発展および企業管理の強化の必要に適應している⁵⁾」と判断し、1998年3月に『キャッシュ・フロー計算書準則』及びそのガイドラインと説明 (以下、『企業会計準則—キャッシュ・フロー計算書 (説明)』を『説明』と略称する) を公布した。当準則は1998年1月1日から中国全国の企業に適應されるようになっている。

しかも、1998年の『株式有限会社会計規則』は、キャッシュ・フロー計算書を株式会社の年次報告書に含まれる財務諸表の1つとして規定していた。さらに、1998年6月に改正された『株式公開会社情報開示の内容と様式に関する準則第3号—中間報告書の内容と様式』において、中間財務諸表の監査を受けなければならない上場企業 (『深圳証券取引場株式上場規則』および『上海証券取引場株式上場規則』第八章第4条の(二)の規定によりその会社の株式が特別処理を受けている場合、年度後半において株式割当増資の申請手続きを行う予定のある場合、中間決算において配当案又は資本準備金を取

3) 袁庚・温彦君「財政部会計司司長談新会計制度和新会計準則」、『財務与会計』1998年第12期、13ページ

4) 袁庚・温彦君前掲書

5) 袁庚・温彦君前掲書

り崩して資本金に組み入れる予定のある場合、および中国の証券監督管理委員会あるいは証券取引場が監査を行うべきと判断した場合) に対して、中間キャッシュ・フロー計算書の作成・開示が要求されている。またさらに、1998年12月9日に、中国証券監督管理委員会が『株式公開会社情報開示の内容と様式に関する準則第2号—年次報告書の内容と様式』(以下『年次報告書準則』と称する)(1998年改正版)を公布し、その二の(九)の2および四の(九)の2において、上場企業に対して、監査を受けた年次キャッシュ・フロー計算書の開示を求めた。上述のことによって、中国会計制度におけるキャッシュ・フロー計算書の地位が確立された。

第2節 『キャッシュ・フロー計算書準則』に対する期待

『キャッシュ・フロー計算書準則』は、中国の財政部が制定を予定している30を超える具体的な会計準則の中から、第2番目に正式に公布されたものである。こうした背景には、中国の今日的な現状から生まれた期待、すなわち一般に言われているキャッシュ・フロー計算書が有するそれ自体の機能以上に、キャッシュ・フロー計算書に対する中国の特別な期待があった。それは、キャッシュ・フロー計算書の作成と開示によって、粉飾決算を防止しようとする期待である。

第1項 粉飾決算の現状と動機

前述のように、資金問題はより一層の発展を遂げようとする中国経済並びに中国企業にとっては、最大の難問とも言えるものである。今日、一般企業では、固定資産の投資資金は無論、企業の正常な営業活動を維持するために必要な流動資金でさえ不足している。結局、多くの企業が「三角債」(企業間債権の連鎖)のような悪循環に陥る羽目となり、企業に融資し続けてきた国有銀行まで多額の不良債権を抱えることになっている。このような難局を打開するためには、企業は新に育成された証券市場からの資金調達に望みを掛けることになる。特に、株式は発行されたあと企業が倒産しない限りそれを返済する必要がないために、社債発行よりも株式発行のほうは資金調達コストが低いと誤解され、企業を株式上場に駆り立てる一因となってきた。しかし、企業は上場してもより一層の成長のため、資金に対する欲求が変ることはなかった。そのため、さらなる増資の機会を窺い、株主割当増資に意欲を示すことになった。

中国の『証券時報』と聯合証券有限責任会社が1998年12月に行った「第3回上場企業トップ・マネージャー月間調査—粉飾決算⁶⁾」によると、調査対象となっていた上場企業のトップ・マネージャーのうち、半数近くの人が自分の会社の資産規模は適当だと考えており、37.78%の人が小さすぎると思っている。また、71.11%の人は「公募増資および株主割当増資」を適当な資産負債規模を実現する手段として考えている。2番目の「銀行借入の増加」(13.33%)よりはるかに多いという調査結果を示している⁷⁾。

しかし、制度上3年連続して株主資本利益率が10%以上にならないと株主割当増資を行うことがで

6) ここでは、中国語の「利潤包装」を「粉飾決算」と訳している。同月間調査によれば、「利潤包装」というのは、法規政策の空白および会計政策自身の選択可能性を利用して、利益を意図的に調節・粉飾する企業管理者の目的を達成する行為である。

きないという規定（中国証券監督管理委員会の『上場企業の1996年度の株主割当増資に関する通知』一の4、1996年1月24日公布）が設けられているために、企業は会計上においては、粉飾決算の道を選択するようになった。また、上場しても経営がうまくいかない企業は無論上場することによってせっかく得られた資金調達を逃したくない（3年連続して純損失を出した場合、あるいは純資産額が発行株式の額面総額を下回る場合、上場停止という処分を受けなければならない規定がある）（中国『会社法』第157条と第158条）ということから、粉飾決算という一番簡便的な「解決」方法が利用されるようになった。このほかに、株主割当増資価格を高く設定することによってより多くの資金が調達できるため、粉飾決算を通して株価を釣り上げようとする動機も見られる。

これは、上述の月間調査によっても裏付けられた。その調査によれば、91.11%の被調査会社のトップマネージャーは粉飾決算の目的として「株主割当増資資格の維持あるいは再取得」を選択し、33.33%は「株主割当増資価格を釣り上げるため」を選択した（「株式流通市場における自分の企業に対する印象を改善するため」を選択した人は、57.68%であった）。また、17.78%の人は「上場の枠が少ないため、連続して損失を出すことを避けたい」という目的を選び、13.33%の人は「損失を出している局面から脱出したい」と考えている。さらに、同調査によれば、54.55%の被調査者は粉飾決算を「する価値がなく、規制するべきである」と認識しているにもかかわらず、40.91%の人は粉飾決算を「する価値があり、適当にするべきである」と考え、4.55%の人は「するべきであり、企業の発展のためになる」と思い込んでいる。そして、「自分の企業は粉飾決算を行ったことがあったかどうか」という設問に対し、78.05%の被調査者が否定したが、19.51%の企業は上場する際に行われたと認め、2.44%の企業は年次報告書において粉飾決算をしたと回答した。しかも、調査によれば、被調査者が粉飾決算の悪影響を十分に認識していながらも、20%の人は「自分の会社が粉飾決算を行う必要がある」、あるいは「回答拒否」を選択した。

このほかに、非上場企業にとっても、経営者の業績評価、従業員及び役員の高収入願望などの理由によって、粉飾決算が行われる可能性がかなり大きい。

このように企業はいろいろな目的から会計上の利益を粉飾する傾向が最近顕著になっているのであるが、これは、監督者並びに所有者としての政府、債権者としての銀行、および投資家のどちらにとっても望ましいことではない。したがって、これらの関係者は、会計上の利益の粉飾を当然忌避するはずである。

第2項 現行制度の不備

しかし、貸借対照表及び損益計算書だけに頼っては、利益粉飾を見極めることは難しい。特に、中国の現行会計制度においてなお不備がある場合には、粉飾の状況を的確に把握することは更に困難である。

7) 王永生・戴立洪・呉載徳・張弘「上市公司経理人月度調査（之三）—利潤包装」、『証券時報』1999年1月8日、第3版。調査会社は100社（1998年12月31日時点で上海と深圳両証券取引場にA株を上場している会社は825社である）であり、「上証30指数」（上海証券取引場30銘柄の加重平均株価指数）と「深証成份指数」（深圳証券取引場40銘柄の加重平均株価指数）の標本となっている70社及び調査者が選んだ各業種の代表的な会社30社を含む。

利益の過大計上を助長することになる中国現行会計制度の問題点は、いくつかがある。ここでは、キャッシュ・フロー計算書と関係のある2つの問題点を挙げてみる。

1つは、流動・固定区分基準の問題である。日本と違って、中国は営業債権についても営業外債権についても流動・固定の区分基準として一律3年基準を採っている。このことによって、日本では流動資産項目から外され、「長期投資」に含まれている1年以内に期限到来しない営業外債権は、中国では「長期投資」項目に含まれることなく、流動資産項目の「その他の未収金」に含まれることになる。中国では、「三角債」問題が未だに解決されていないことも考慮すれば、企業の回収できる見込みのない売掛金および未収金は、流動資産として計上されたままとなり、その損失は隠されてしまう。さらに、集団内の企業および関連会社との取引を装って、「売掛金」及び「その他の未収金」項目を利用して簡単に利益を水増しすることもできる。上述の月間調査の結果では、55.56%の被調査会社は「関連会社取引」を粉飾の手段として考えている。また、44.44%の会社は「会計政策を利用すること」を選択し、そのうち、28.89%の被調査者は、不良債権を長期にわたり処理しないこと、すなわち、「売掛金」と「その他の未収金」項目に残したままの手法を挙げていた。

上場企業については、中国証券監督管理委員会が制定した『株式公開会社情報開示の内容と様式に関する準則』によって、開示された年次報告書及び中間報告書の注記から、「売掛金」及び「その他の未収金」項目の膨張の状況と貸倒れになる可能性をある程度把握できるが、財務諸表を通して迅速にその状況をつかむことができない。これは一つの問題であると言える。非上場企業については、上述のような粉飾という会計操作が隠されたままになる。

もう1つの問題点は、純額表示の問題である。中国の会計規則においては、損益計算書の「財務費用」項目と「投資損益」項目の表示について、純額表示の規定が採用されている。結局、企業は「財務費用」項目の中身となる利息収支及び為替差損益、そして「投資損益」項目の調整を通して利益を調節することが可能となった。

しかし、上述の問題点は実際のキャッシュの流れを示すキャッシュ・フロー計算書の導入によって、改善されることができる。

したがって、中国では、市場の健全化及び債権者、投資家保護の目的から、『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定によって上述の状況の改善が期待されたのである。

第3項 アンケート調査の結果

中国財政部は、『企業会計準則』を公布した後、1994年から1996年にかけて、さらに30の具体的な会計準則の公開草案を公表した。また、国内外会計準則専門家諮問グループを作り⁸⁾、会計基準に関する国際シンポジウムを7回開催した⁹⁾。

学術界もまた、中国会計準則体系の構築問題について、深く研究を行い、広範に渡って議論を重ねてきた。さらに、中国国家社会科学計画基金から研究助成を受け、企業界における中国会計準則制定問題に関する意見について、アンケート調査を行った。

8) 袁庚・温彦君「財政部会計司司長談新会計制度和新会計準則」、『財務与会計』1998年第12期、13ページ

9) 劉玉廷「建立中国会計準則体系 促進社会主義市場經濟發展」、『会計研究』1997年第9期、3ページ

調査は、1996年12月31日に上海と深圳の両証券取引場にA株を上場している514社(上海市場287社、深圳市場227社)のなかから無作為に100社(上海市場55社、深圳市場45社)を抽出した。そして、1997年11月にこれらの上場会社の会計責任者宛てにアンケート調査用紙及び関連質問問題の解釈・説明を送付した。

調査の質問問題は6問に分けられた。その中の4問について、同意の程度を5段階で評価し、さらに回答の回数に応じて加重平均計算を行い、これらの問題に対する被調査者の評価値を算出した。その結果は表1に示されている。

表1：中国会計準則制定における幾つかの基本問題に関するアンケート調査統計表

	質 問 問 題	回 数	評 価 値
1	構築中の会計準則体系と現行の会計制度との関係について		
(1)	『企業会計準則』及び業種別会計規則に若干の修正を加わることで、市場経済の要求を満たす。	2	2
(2)	『企業会計準則』及び業種別会計規則は会計準則体系と共存する。	6	2
(3)	社会主義市場経済の要求に適應する会計準則体系は現行の業種別企業会計規則に取って代わるべきである。	22	1.82
2	中国における具体的な会計準則の制定問題について		
(1)	制定機関—財政部(会計司)	30	2.47
(2)	制定プロセス：会計司により起草され、国内の専門家諮問グループ、省レベルの財政機関及び國務院の関連業務主管部門に対して意見を求めた後、財政部により許可・公布される。	30	2.6
(3)	制定人員：政府官員	30	3.6
3	中国会計準則の立脚点		
(1)	中国の事情から出発し、国際会計慣行も考慮する。	12	1.83
(2)	国際慣行を主として、できる限り現行の国際会計基準と一致する。	18	1.67
4	『企業会計準則』(1992年11月公布)は中国の会計準則体系の概念フレームワークとして		
(1)	修正されるべきである(局部修正)。	10	2.4
(2)	新に構築されるべきである(構造調整、新しい内容の付け加え及び段落に番号を振り付ける方式の採用を含む)。	20	1.9

表1の第3項目は、中国会計準則の立脚点に関する調査結果である。目下、中国会計準則の立脚点について、2つの支配的な見解がある。1つは、会計は国際的に通用する商業言語であり、会計の国際的調和は必然な流れであるため、中国の会計準則は国際化を求めることに全力を尽くすべきであるという見解である。もう1つは、会計情報は特定の社会経済環境のためのものであり、会計準則の制定は経済体制・経済の発展水準・企業経済業務の複雑度・企業会計担当者の素質などたくさんの要素によって制約されるため、中国の会計準則を制定する際、中国の現実の経済環境及び会計情報に対する要求を十分に考慮した上で国際的な慣行を適切に考慮するべきであると主張する。

調査結果からは、企業界の人々も上述の2つの考えについて見解が分かれているが、国際化の考えのほうに強く傾いているように見える。

また、ほかの2問については、具体的な会計準則項目ごとの緊急度に対する被調査者の考えを5段階で評価し、その平均評価値を算出して、緊急度の順に表2を作成した。

表2：各具体的な会計準則の制定緊急度に関する評価表

	項 目	順序	評価値	項 目	順序	評価値
財政部草案に挙げられた準則項目	連結財務諸表	1	1.33	棚卸資産	16	2.13
	関連企業取引及びその開示	2	1.50	繰延資産	16	2.13
	企業合併	3	1.53	貸借対照表後発事象	16	2.13
	投資	4	1.67	外貨換算	19	2.20
	キャッシュ・フロー計算書	5	1.80	借入金利の資本化	20	2.27
	法人所得税	5	1.80	有形固定資産	21	2.47
	無形固定資産	7	1.87	研究開発費	21	2.47
	会計方針及び会計方針と会計評価の変更	8	1.93	銀行基本業務	21	2.47
	未収項目	9	2.00	従業員福利厚生	24	2.53
	損益計算書	9	2.00	長期建設契約	25	2.60
	収入	9	2.00	リース	26	2.67
	所有者持分	9	2.00	未収項目	27	2.73
	貸借対照表	13	2.07	非金銭取引	28	2.80
	偶発事項及び承諾	13	2.07	贈与及び政府援助	29	3.00
清算	13	2.07	先物取引	30	3.13	
え調査に新たに追加された準則項目	付加価値税会計	1	2.20	金融商品	5	2.60
	財務業績報告	2	2.33	年金会計	5	2.60
	一株当たり利益	3	2.40	セグメント情報開示	7	2.87
	資本構造	4	2.47	報告取引の実質	8	3.01

表2は、具体的な会計準則の制定の緊急度に関する調査結果を示している。キャッシュ・フロー計算書準則の緊急度は30項目のなか5番目となっており、企業界はそれを待望していることが分かる¹⁰⁾。

10) このアンケート調査の詳細について、曲曉輝・陳建煌「關於我国会計準則建設問題的問卷調查及分析」、『會計研究』1998年第9期、18～22ページを参照してほしい。しかし、調査は上場企業に限られていたため、必ずしも企業界全体の意見を現わしているとは言えない。

11) 中国語タイトルは「會計改革与發展の20年」(『財務与會計』1998年第12期、4～6ページ)である。

第2章 『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定における国際的調和化

中国財政部会計司司長馮淑萍は『会計改革と発展の20年』¹¹⁾という文章の中で、中国会計改革の目標を「中国の国情に相応しく、また国際会計慣行との調和をとれ、さらに法的拘束力のある会計準則体系を構築すること」として挙げている。これは、財政部が『キャッシュ・フロー計算書準則』を含む中国の会計準則体系を構築する際、できる限り国際的調和を図ろうとしていることと見ることができる。財政部のこの意図は、『キャッシュ・フロー計算書準則』を含む中国の具体的な会計準則の制定過程およびその条項などからも窺うことができる。

第1節 『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定目的

第1項 『公開草案』の場合

中国財政部は、『公開草案』を公表した際、それに関する説明も附属資料として公表した。そのなか、キャッシュ・フロー計算書が財政状態変動表にとって代わる理由の一つとして、「国際慣行と国際会計発展の趨勢に適應するため」を挙げている。また、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダと香港を列挙し、世界の先進諸国と地域はほとんどキャッシュ・フロー計算書を採用していると述べた。さらに、台湾においては1989年12月に『キャッシュ・フロー計算書準則』が公表され、『国際会計基準第7号—キャッシュ・フロー計算書』(International Accounting Standard 7, Cash Flow Statements)も同じ年に公表されたと説明を加えた。

第2項 正式規定の場合

『キャッシュ・フロー計算書準則』が正式に公布された際、財政部も以下のように説明していた。「キャッシュ・フロー計算書の作成によって、国際慣行との調和を図ることは都合がいい。目下、世界大多数の国は企業に対してキャッシュ・フロー計算書の作成を要求している。例えば、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダなどがある。中国企業がキャッシュ・フロー計算書を作成するようになれば、多国籍経営、海外融資活動を展開するため、また国際経済協力を強化するためにも、積極的な役割を果たすであろう」(『説明』)。

第2節 『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定過程

財政部の『総合説明』において、具体的な会計準則の制定について、以下のように述べている。

「国内外の人材をできるだけ活用し、専門家の意見を十分に聞くため、会計司は2つの専門家諮問グループを設置した。1つは、デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu) 国際会計事務所 専門家諮問グループ (以下、「デロイト グループ」と称する) であり、もう1つは国内専門家諮問グループである。」

さらに、制定過程について、以下のように説明した。

「他国および国際会計基準委員会の経験と方法を参考にして、具体的な会計準則の制定過程を4段階

に分ける…第2段階—研究段階においては、起草者が広範にわたり、国内外の資料・文献を収集・研究し、国内外の実際の仕方を把握して、大まかな結論をまとめる。そのうち、デロイトグループは、主な国と地域及び国際会計基準について重点的に比較研究を行い、比較研究報告を提出し、起草者の参考に供する。第3段階—起草段階において、起草者が自分自身の把握している資料およびデロイトグループが提供した比較研究報告に基づき、さらに研究成果を総括し、研究報告を取りまとめ、正式に準則を起草する時に関連する問題について全面的に論証する…」

上に述べたこと以外に、中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』および『公開草案』の説明文章のなかにも、随所諸外国の同準則および同国際会計基準に言及し、中国の準則との比較をしていた。したがって、財政部は中国の具体的な会計準則を制定する際、諸外国及び国際会計基準をできる限り参考にしており、中国の会計準則は各国の準則および国際会計基準の影響をかなり受けていることが推測できる。

第3節 『キャッシュ・フロー計算書準則』と『公開草案』との比較

中国財政部は、国際会計基準等諸外国の準則とできるだけ調和を図ろうとしていたが、『キャッシュ・フロー計算書準則』とその公開草案における調和化の状況を比較してみれば、幾つかの問題点が浮び上がってくる。

第1項 キャッシュ・フローの分類

『公開草案』では、中国はキャッシュ・フローを4区分に分けていた。すなわち、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「資金調達活動¹²⁾によるキャッシュ・フロー」と「非経常項目に属するキャッシュ・フロー」の4区分である。さらに、前の3区分が幾つかの国と地域のキャッシュ・フローに関する共通分類であるが、それ以外の偶然で、非経常的に発生し、しかも特殊性を持つキャッシュ・フローについては、「非経常項目に属するキャッシュ・フロー」という項目を特別に設置したと説明されていた。

しかし、正式に公布された準則は、キャッシュ・フローについて、4区分ではなく、アメリカ、オーストラリア、および国際会計基準と同じく3区分となっていた。その理由は、次のように述べている。つまり、「中国の実情に基づき、世界の大多数の国及び国際会計準則の処理方法を参考にして、当準則はキャッシュ・フローを『営業活動によるキャッシュ・フロー』、『投資活動によるキャッシュ・フロー』、『資金調達活動によるキャッシュ・フロー』の3種類に区分する」。また、「ほとんどの特殊および非

12) この「資金調達活動」は中国語の「筹资活動」という言葉を訳したものである。また、中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』の英語版、国際会計基準 [International Accounting Standard] 第7号 (1992年) およびアメリカの財務会計基準書 [Statement of Financial Accounting Standard] 第95号では、「financing activities」という言葉を使っており、直訳すれば「資金調達活動」になる。さらに、その内容を見てもやはり資金調達活動のことを指しているが、キャッシュ・フロー計算書に関する日本語著書の多くに「financing activities」の訳文として「財務活動」という言葉を使っている。しかし、「財務活動とは、銀行借入や社債発行とそれに伴う利子の支払、及び余剰資金の貸付や証券投資とそこから利子・配当の受取などをいう」(桜井久勝著『財務諸表分析』中央経済社・1996年58ページ) という意味で使われている「財務活動」という言葉は、資金の調達だけでなく運用も意味することがあるので、用語上の混乱を避けるため、ここでは「財務活動」を使わず、「資金調達活動」にした。

経常項目は営業活動、投資活動、あるいは資金調達活動のどちらかに帰属することができ、世界の比較的一般的な方法も特殊および非経常項目を営業活動、投資活動、あるいは資金調達活動に分けて帰属しており、単独に1項目とする方法は非常に珍しいということを考慮し、特殊項目を独立した1区分としなかった」。

第2項 純額表示の容認

『公開草案』には、特別な場合において、純額表示を認めるという規定が見当たらないが、正式の準則には、「キャッシュ・フローは、インフローとアウトフローに分けて総額で表示されなければならない。ただし、取引先の代わりに受け取ったキャッシュあるいは支払ったキャッシュ及び回転が速く、かつ金額が大きい短期項目に係るキャッシュ・インフローとアウトフローについては、純額で表示しなければならない」と規定している。

その理由としては、これらの項目を「総額で表示する意味が少なく、純額で表示したほうがより有用である」と説明したうえ、イギリスと香港を除いて、この問題についての世界各国の基準はほぼ一致しているということも述べている。

第3項 キャッシュ・フローを伴わない投資及び資金調達活動

『公開草案』では、「当期のキャッシュ・フローと関係ないが、企業の財務状況を影響し、あるいは将来的には企業のキャッシュ・フローに影響を与える重大な投資及び資金調達活動について、企業はキャッシュ・フロー計算書あるいは注記において開示し、説明しなければならない」という規定を定めている。

そして、『公開草案』の説明において、「すべての研究対象国及び国際会計準則は、この種の活動がキャッシュ・フロー計算書に含まれるべきではないと認識し、この種の取引に関するすべての関連情報を提供できるような方法をもって別個に開示するべきと要求している。いかに処理したほうがいいかについて、さらに議論する必要がある」と述べていた。

その2年後、正式に準則を公布した際、キャッシュ・フローを伴わない投資及び資金調達活動について、ほかの国々及び国際会計準則と同じく、キャッシュ・フロー計算書以外の注記において、補足情報として開示するように求めた。

上述3点のような改善は、中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』における国際的調和化がさらに進んだと受け止めることができる。しかし、正式な準則の時点でかえって他の国と共通した一般的な処理法を取り入れた『公開草案』を修正し、その結果、世界では少数となる方法を採用したところがある。それは、主に次の3点にあたる。

第4項 直接法と間接法

『公開草案』では、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たって、アメリカおよび国際会計基準と同じ、直接法を推奨しながら、間接法の採用も認めていた。また、直接法を採用した場合、注記において間接法によって算出した営業活動によるキャッシュ・フローに関する情報も開示しなければならな

いと要求している。

そして、『公開草案』の説明においては、直接法と間接法のメリット及びデメリットがそれぞれ紹介され、キャッシュ・フローの種類が多く、キャッシュの流れが複雑な企業にとって、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成は比較的困難であるということが指摘されていた。

しかし、正式に公布された準則においては、直接法の採用が規定され、同時に間接法で求められた営業活動によるキャッシュ・フローに関する情報も注記において開示されるように要求された。

このような規定に変更した理由として、『説明』では、直接法と間接法のメリットを述べ、「(直接法は)間接法より、キャッシュ・フロー計算書の目的を表わすことができる」という意見を表明している。さらに、同『説明』は、直接法の採用を要求するとともに間接法による開示も求めていることについて、「2つの方法のそれぞれのメリットを採ることができる」と説明した。

第5項 利息収支及び受取配当金

利息収支及び受取配当金に係わるキャッシュ・フローの記載方法について、各国の対応が違っている。イギリスは、営業・投資・資金調達活動のほかに、単独に「投資収益及び資金調達支出」という項目を設置している。アメリカ、ニュージーランド、南アフリカの場合は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に分類している(以下A法と称する)。そして、日本¹³⁾、オーストラリアは国際会計基準と同じ、区分限定をしていない。つまり、受け取り利息及び受取配当金を「投資活動によるキャッシュ・フロー」に分類し、支払利息を「資金調達活動によるキャッシュ・フロー」に分類することもできるが(以下B法と称する)、アメリカなどと同じような記載方法(A法)を採用することもできる¹⁴⁾。

中国の『公開草案』は、A法を採用していた。その理由について、『公開草案』の説明においては、「営業活動によるキャッシュ・フローの作成基礎から見れば、それは損益計算書の中にキャッシュの営業収支項目を構成した範囲に基づいて作成されるし、投資活動及び資金調達に関連する利息収入・配当金収入・利息支出はすべて企業の営業収支である」と述べている。

しかし、正式に公布された準則においては、A法ではなく、B法が採用された。その『説明』の中で、各国の処理法が述べられたうえ、中国は「主にキャッシュ・フローの性質を考慮したうえで」B法を採用したのであるとその理由が付されている。

第6項 企業間貸付金

アメリカの準則および国際会計基準の言う「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、ほかの企業への貸付けおよびその貸付金の回収によるキャッシュ・フローも含んでいる。また、その「営業活動によるキャッシュ・フロー」項目にも、ほかの企業への貸付けによる利息収入は含まれている¹⁵⁾。日本の『意見書』においても、「貸付金による支出」及び「貸付金による収入」は、「投資活動によるキャッ

13) ここでは、1998年3月13日に企業会計審議会が公表した『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』(以下『意見書』と称する)のことを指す。日本の『意見書』で使用されている「財務活動」は本稿でいう「資金調達活動」のことである。脚注13)を参照されたい。

14) 鎌田信夫編著『現金収支情報の開示制度』、税務経理協会、1997年、239～241ページ

15) 中華人民共和国財政部制定『企業会計準則—現金流量表』、経済科学出版社、1998年、122～126ページ。

「シユ・フロー」の区分の1例として示されている。すなわち、日本・アメリカの準則および国際会計基準は、株式投資と債券投資を投資活動と考えているのだけではなく、他企業への貸付も投資活動と見なしているのである。したがって、「資金調達活動によるキャッシュ・フロー」に属する借入およびその返済も銀行などの金融機関からの借入だけではなく、他企業からの借入およびその返済も含んであろう。

しかし、中国の場合、『公開草案』において上述の各国及び国際会計基準に類似した規定が定められていたが¹⁷⁾、正式の準則においては企業間貸付に関する条文がすべて削除されている。無論、利息収支も企業間貸付による利息収支を含まず、債券投資による利息収入、社債発行による利息支出及び金融機関からの借入による利息支出だけを含むべきであるという規定に変わった。すなわち、中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』では、企業の投資業務として、株式投資と債券投資についてのみ、規定している。日本・アメリカなどでは投資と見なしている他の企業への貸付については、中国の『キャッシュ・フロー計算書準則』において規定する条文が見当たらない。また、日本・アメリカなどで企業債務の1つとなっている他の企業からの借入についても、何の規定もない。これは、『キャッシュ・フロー計算書準則』だけではなく、今まで公布された『企業会計準則』及び13の業種別企業会計規則にも同じような状況が見られる¹⁸⁾。あるいは、はっきりと規定していない¹⁹⁾。1997年12月17日に第1回改正された『年次報告書準則』は、五の四の3の(1)において、「その他の未収金」項目について、「非関連会社との取引のなか、債務者の負債額が『その他の未収金』項目の総額の10%以上(10%を含む)を占める場合、各債務者の負債原因、借入金金額、借入金期日及び期限、またそれによって得られる収益などについて詳細に開示するべきである」と規定している。また、同準則は五の四の12において、短期借入金、長期借入金及び長期借入金のうち、1年以内に期限到来する長期借入金について、「銀行借入金」、「銀行以外の金融機関による借入金」、及び「その他の実体からの借入金」という項目に分けて開示するべきと規定している。しかし、98年12月9日に同準則は再度改正された時、上述の規定の文言が曖昧になり、「借入金」と「その他の実体からの借入金」という言葉は条文から消えた。

中国では、上述のように企業間の貸付(あるいは借入)に関して、会計計算及び開示の規定が設けられていない理由は、中国では企業間貸付を禁止していることに原因がある。計画経済の時代は無論、社会主義市場経済に移行しつつある現在でも、企業間貸付は認められていない。1996年6月28日に中国人民銀行によって公布された『貸付通則』は、第二十一条において、「貸手は、中国人民銀行によ

17) 「8. 営業活動によるキャッシュ・インフローは主に…(2)企業の權益性投資および債券投資による現金配当収入と現金利息収入および貸付けによる現金利息収入…を含む。」「9. 営業活動によるキャッシュ・アウトフローは主に…(2)企業が外部に対して支払った現金利息支出…を含む。」「12. 資金調達活動によるキャッシュ・インフローは主に…(3)銀行などの金融企業あるいは外部機関からの長短期借入によって取得したキャッシュ…を含む。」(『公開草案』)

18) これについて、拙稿『中国会計制度の国際化—社会主義市場経済発展の前提』(九州大学大学院経済学会『経済論究』第100号, 1998年3月, 168~170ページ)を参照されたい。

19) 『株式有限会社会計規則』は、短期借入金について、「会社が銀行あるいはその他の金融機関などから借り入れた期限が1年間以内(1年間を含む)の各種の借入金」と定義し、長期借入金については、「会社が銀行あるいはその他の金融機関から借り入れた期限が1年間以上(1年間を含まない)の各種の借入金」と定義していた。また、「長期債権投資」項目を設置しているが、債券投資と金融機関を通して行う「委託貸付」にしか言及していない。このほかのどの項目も企業間貸付について規定を設けていない。

てその貸付業務の経営許可を得て、中国人民銀行が発行した『金融機構法人許可書』あるいは『金融機構営業許可書』を有し、且つ工商行政管理部門により許可・登録されなければならない」と規定している。さらに、第七十三条において、「企業同士で、無断に貸付をしあるいは形を変えて貸付をした場合、中国人民銀行は、貸手に対し、規定に違反して得た収入に基づいて、倍以上5倍以下の罰金を課し、且つ中国人民銀行がそれを取り締まる」と明記している。

中国では、企業同士の貸付を禁止している理由としては、中国政府が金融秩序の混乱を避けたいということが考えられるが、ほかには計画経済のもとでは利殖を貸付の目的と認めなかったこともあろう¹⁹⁾。

しかし、実務においては、企業同士の資金の借り貸しはいろいろな取引の形を装って、行われている。それは、根本的には、社会全体的に企業成長に必要な資金が不足していることに原因がある。それゆえ金融機関から資金を十分に調達できない企業は、金融機関より高い利子率で比較的資金の潤沢な企業から資金を調達するようになる。また、親子会社間、あるいは取引関係会社間においては、特別な関係があるため、実際の資金の融通を絶つことができない。上場企業の年次報告書・中間報告書を調査分析すると、資金の面では比較的余裕のある上場企業は、親会社、あるいは子会社・取引関係会社に資金を一時的に融通することが少なくないことがわかる。第1章で紹介した月間調査によると、52.27%の被調査上場企業はその筆頭株主（多くの場合親会社である）と何らかの債権債務関係を持っていると回答した。その原因について、52.38%の被調査者が「その他」を選び、28.57%は「商品取引関係」を選んだ。また、19.05%の被調査企業は「貸付（あるいは借入）」と考えている。しかも、いろいろな理由で発生した関連会社間の資金の融通を企業間貸付と決め付けるのが非常に困難であり、『貸付通則』において企業間貸付について明確に定義していないのが現状である。それゆえ、企業の優良資産を本体から切り離し、子会社を作って上場させることは、企業発展のための資金を集める1つの企業戦略までになっている。

親会社が子会社の巨額資金を使用している例として、A株とB株両方を上場している海南大東海旅行センター株式会社を挙げることができる。その会社の1997年年次報告書および1998年の中間報告書によると、株式発行により計12,405万人民元の資金を集めることができた。しかし、そのうち9,069万人民元を一時的にその親会社である海南大東海旅行センター集団有限会社に貸付けた。また、1,350万人民元を同じ集団内の会社である海南大東海旅行業株式会社に貸付けた。そして、両社に対して月利15%で「資金占用費」²⁰⁾を徴収し、利息収入として「財務費用」項目に利益（マイナスの費用）計上するとともに、貸借対照表においては「その他の未収金」項目に記帳する。現行会計制度では、このような企業間取引について規定がないが、上述の方法で記帳する企業がかなり多い（実際に現金収入がある場合、「その他の未収金」項目に記帳するのではなく、「現金預金」項目に記帳するであろう）。

さらに、企業はほかの企業から徴収する予定があるという名目で「資金占用費」（マイナスの費用）

19) これについては、拙稿『中国会計制度の国際化—社会主義市場経済発展の前提』（九州大学大学院経済学会『経済論究』第100号、1998年3月、168～170ページ）を参照されたい。

20) 中国では、借手も貸手も「資金占用費」という言葉を使うが、借手にとっては費用であり、貸手にとっては収入である。この場合は貸手側のことである。

を計上し、実際の現金収入がない架空の利益を作り出し、粉飾決算を行っている。第1章で述べていた月間調査によれば、関連会社間取引を利用して粉飾決算をする手段として、2.22%の企業は（ほかの企業から徴収する予定の）「資金占用費用を計上すること」を挙げていた。上位の手法よりずっと低い比率であるが、それらの手法のほうがより便利であるとはしか言えない。「資金占用費」の計上を通して粉飾決算を行う可能性は否定できない。上述の海南大東海旅行センター株式会社の場合、1998年1～6月の利息収入は13,475,521.64人民元であり、利息支出などを差し引いた後、「財務費用」項目は-10,541,354.16人民元となっている。すなわち、10,541,354.16人民元の利益が計上されている。同期の営業利益は1,560,768.54人民元であり、税引き前利益は1,924,756.26人民元である。

おわりに

以上、中国における『キャッシュ・フロー計算書準則』制定の背景、目的及びその国際的調和化の状況について、検討してみた。まとめてみれば、次のようになる。

まず、中国における『キャッシュ・フロー計算書準則』の導入は、社会主義市場経済へ移行しつつある過程に伴う中国会計制度改革の一環をなしており、単なる国際的調和化を求めた結果ではない。中国の現状から生まれた実務における強い要望が、『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定を実現させた。しかし、会計準則を制定する中国財政部は、準則を制定する際できるだけ国際的調和化を図ろうということも明言していた。『キャッシュ・フロー計算書準則』の制定過程、及び同準則とその公開草案の比較分析をすると、国際的調和化を実現しようとした財政部の努力がよく分かる。それは、国際専門家諮問グループの設置、国際シンポジウムの開催、キャッシュ・フローの分類、特別取引に関する純額表示の容認、キャッシュ・フローを伴わない投資及び資金調達活動の注記における開示などの点により、明らかである。

しかし、財政部は各国の準則及び国際会計基準を詳しく比較分析した後、直接法の強制適用、利息収支及び受取配当金を「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分しないという点について、敢えて諸国の準則及び国際会計基準と違った規定を設けていた。このことは、財政部ができるだけ国際的調和化を進める予定であるが、現時点では、国際会計基準等と完全に一致することができないという判断をしたと推測できる。また、準則制定の基礎となる会計理論の構築が遅れていることも示唆している。国際的調和化の実現は大多数の人々にとって納得のできるような会計理論が不可欠であろう。

さらに、中国においては、企業間貸付金に関する会計上の規則が欠如している点について、かなり複雑な問題として受けとめなければならない。財政部は、『総合説明』において、「法律では規定されていない、あるいはしてはならないと規定している業務について、当面準則において規定しない」という原則を挙げている。しかし、現実的には、明確な基準により、企業間貸付を企業間のほかの取引から識別することが困難であり、市場経済の発展に伴い、企業間貸付に関する需要が高まってくることも予想できる。経済発展の潮流に反する規制はどこまで拘束力があるのかが疑問である。そして、実際に規制できない取引について会計上の規則を設けないことは、却って経済を混乱させる要因となるであろう。また、法規に違反している実務について規定できないことは、国際会計基準委員会が挙

げている「同じような取引について同じような方法によって処理される」という国際的調和化の目標の実現困難さを物語っている。中国の直面しているこのような問題は、中国と同じように移行経済過程にある諸国の共通の問題であり、その解決には、時間が必要であろう。

今後、上述問題の解決についてさらに考えていくと同時に、中国のほかの会計準則における国際的調和化についても、研究を進めていきたい。

付録

万向錢潮株式会社1998年中間キャッシュ・フロー計算書

単位：人民元

項 目 名	1998年1～6月
	連 結
一. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
商品及び役務の販売による収入	340,458,951.92
受取賃借料	
受け取った付加価値税 ²¹⁾ および付加価値税の払い戻し	59,298,868.74
付加価値税以外の税金及び賦課金 ²²⁾ の払い戻し	
その他の営業活動に関連する収入	68,709,825.30
収入合計	468,467,645.96
商品及び役務の購入による支出	203,579,033.90
支払賃借料	
支払給料及び従業員のための支払い	30,693,227.35
支払付加価値税	59,910,242.62
支払法人税	18,396,332.64
付加価値税, 法人税以外の賦課金支出	1,082,859.74
その他営業活動に関連する支出	116,753,875.56
支出合計	430,415,571.81
営業活動による正味キャッシュ・フロー	38,052,074.15
二. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資回収による収入	428,693,460.85
受取配当金及び利益分配による収入	
受取債券利息	
有形固定資産, 無形固定資産およびその他の長期資産の処分による収入純額	763,186.76
その他投資活動に関連する収入	18,247,023.92
収入合計	447,703,671.53
有形固定資産, 無形固定資産およびその他の長期資産の取得による支出	26,223,481.00

21) 付加価値税は商品代金に含まれ、商品を取引する際、企業は政府の代行として受け取るが、後に政府に上納しなければならない。ただし、商品を輸出した場合、受け取った付加価値税は一度政府に上納された後、決められた還付率に基づいて企業に還付される。

22) ここでいう「賦課金」は、国家の規定により上納しなければならない教育費附加などのことを指す。

株式投資による支出	36,677,878.92
債券投資による支出	396,600,662.98
その他投資活動に関連する支出	
支出合計	459,502,022.90
投資活動による正味キャッシュ・フロー	-11,798,351.37
三. 資金調達活動によるキャッシュ・フロー	
株式発行による収入 ²³⁾	232,243,404.03
社債発行による収入 ²⁴⁾	
借入金による収入	141,030,000.00
その他資金調達活動による収入	
収入合計	373,273,404.03
債務返済による支出 ²⁵⁾	139,168,845.85
資金調達に係る費用支出 ²⁶⁾	2,564,530.49
配当および利益分配による支出	12,833,034.06
支払利息 ²⁷⁾	4,697,854.69
ファイナンス・リース料	14,670,295.64
減資による支出	
その他資金調達活動に関連する支出	
支出合計	173,934,560.73
資金調達活動による正味キャッシュ・フロー	199,338,843.30
四. 為替変動によるキャッシュ・フローに対する影響額	
五. 現金および現金同等物の正味増加額	225,592,566.08

補足情報（注記）

1. キャッシュ・フローを伴わない投資及び資金調達活動	
有形固定資産による債務償還	
投資による債務償還	
有形固定資産による長期投資	
棚卸資産による債務償還	
ファイナンス・リースによる有形固定資産の取得	
2. 営業活動によるキャッシュ・フロー（間接法）	
当期純利益	49,769,320.22
増額：貸倒引当金の増加額および貸倒引当金取崩額	97,592.37
有形固定資産の減価償却額	26,984,321.42

23) 金融機関に委託して株式を公募する場合、金融機関に支払う手数料、宣伝費、コンサルタント料、印刷費などの諸費用を控除したあとの純収入のことである。

24) 金融機関に委託して社債を発行する場合、金融機関に支払う手数料等諸費用を控除したあとの純収入のことである。

25) 金融機関からの借入金及び企業が発行する社債のことを指す。

26) ただし、株式あるいは債券の発行を金融機関に委託する場合に支払う手数料などの諸費用、および利息・配当金支出は除かれる。

27) 借入金利息及び債券利息を含む。

無形固定資産償却	1,155,297.45
有形固定資産, 無形固定資産およびその他の長期資産の売却純損失	-281,033.32
有形固定資産の廃棄損失	
財務費用	2,848,657.72
投資純損失	-18,622,978.69
繰延税金貸方 (減額: 借方)	
棚卸資産の正味減少額	-797,180.05
売上債権の正味減少額	-16,049,602.77
仕入債務の正味増加額	-1,922,525.36
付加価値税の正味増加額	-611,373.88
その他	-4,518,420.96
営業活動による正味キャッシュ・フロー	38,052,074.15
3. 現金および現金同等物の純増加状況	
「現金および預金」項目の期末残高	240,587,895.39
減額: 「現金および預金」項目の期首残高	14,995,329.31
増額: 現金同等物の期末残高	
減額: 現金同等物の期首残高	
現金および現金同等物の正味増加額	225,592,566.08

その他参考文献

1. 稲垣富士男編著『国際会計基準—日米英会計基準との比較解説』(3訂版), 同文館, 1996年
2. 梅田誠「キャッシュ・フロー計算書の必要性」, 『企業会計』, 第50巻第10号, pp.45~55
3. 鎌田信夫編著『現金収支情報の開示制度』, 税務経理協会, 1997年
4. 鎌田信夫著『現金会計の理論と制度の研究』, 白桃書房, 1995年
5. 鎌田信夫「キャッシュ・フロー計算書」, 『企業会計』, 第51巻第1号
6. 鎌田信夫「連結キャッシュ・フロー計算書の作成と利用」, 『企業会計』, 第49巻第13号
7. 久保幸年「キャッシュ・フロー計算書の制度化の背景」, 『企業会計』, 第50巻第10号, pp.56~64
8. 佐藤倫正「キャッシュ・フロー計算書とはなにか」, 『企業会計』, 第50巻第10号, pp.38~44
9. 杉本典之・洪慈乙著『キャッシュフロー計算書—その国際的調和化の現状と課題』, 東京経済情報出版, 1995年
10. 高橋良造著『資金会計論—時価評価論との呼応—』, 税務経理協会, 1995年
11. 徳増徳洪・加藤直樹著『企業会計ビックバン』, 東洋経済新報社, 1997年
12. 中沢 恵・池田和明著『キャッシュフロー経営入門』(日経文庫), 日本経済新聞社, 1998年
13. 長谷川俊明・王衛軍編訳『中国金融六法』(1998年版), 東京布井出版株式会社, 1997年
14. 山田辰己「連結財務諸表作成の基礎知識—連結キャッシュ・フロー計算書」, 『企業会計』, 第49巻第11号, pp.128~131
15. 丁兆軍「現金流量表の国際比較」, 『財務与会計』, 1998年第8期, pp.13~16
16. 潘銀・朱厚佳「関联交易=不等価交易?」, 『証券時報』, 1998年5月22日, 第7版
17. 唐健「資金寛松亦喜亦憂—談上市公司財務費用出現負債(L)」, 『証券時報』, 1998年9月24日, 第1版
18. 唐健「資金寛松亦真亦幻—談上市公司財務費用出現負債(T)」, 『証券時報』, 1998年9月25日, 第1版